

令和3年度多治見市合葬式墓地 使用者募集要項

1 募集期間 令和3年4月19日（月）から

2 募集種別・使用料

種 別	使用料	内 容
個別埋蔵施設	120,000円 (1体あたり)	焼骨を専用の骨壺に納めたまま、個別に埋蔵します。 (1) 骨壺の大きさ：3寸（高さ100mm×直径96mm） (2) 埋蔵できる期間：使用許可日から20年。 ※延長を希望すれば、最長60年個別埋蔵施設で埋蔵できます（別途使用料徴収）。 (3) 20年を経過するまでの間は焼骨を他の墓地等へ移すことができます。 (4) 20年を経過後、延長の希望がない場合は、多治見市にて焼骨を共同埋蔵施設に移します。
共同埋蔵施設	50,000円 (1体あたり)	焼骨を骨壺から出し、他の方の焼骨と共同で埋蔵します。 ※一度埋蔵した焼骨は返還できません。 (1) 骨壺の大きさ：4寸（高さ138mm×直径125mm）以下。埋蔵時には、骨壺から出します。骨壺は、環境課で処分します。 (2) 埋蔵できる期間：永年

※管理料は、個別埋蔵施設、共同埋蔵施設ともに不要です。

3 応募資格

- (1) 多治見市に住民登録のある方で、焼骨をお持ちの方
 - (2) 死亡時に多治見市に住民登録があった方の焼骨をお持ちの方
 - (3) 多治見市営霊園のえい地（使用区画）を返還するために焼骨を改葬しようとする方
- ※(1)(2)については、現在、焼骨をご自宅等で所持していることが応募資格となります。
※墓地(市営霊園を除く)や納骨堂に埋蔵されている焼骨は、この合葬式墓地に応募することができません。

4 使用者義務

- (1) 使用許可後1年以内に埋蔵する必要があります。
- (2) 使用許可後1年以内に埋蔵されない場合は、使用許可を取り消します。この場合でも、使用料は返還しません。

5 申請方法

市役所本庁舎環境課窓口へ次の書類を提出してください。（駅北庁舎および各地区事務所では受付ません）

《提出書類》

- ①霊園使用許可申請書（合葬式墓地用）
- ②使用者の戸籍謄本
- ③使用者の住民票の写し（本籍地が記載されたもの）
- ④埋蔵予定者の埋火葬許可証

※申請時には、使用者の本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をご用意ください。

※市営霊園からの改葬を希望する場合は、別途手続きが必要となりますのでご相談ください。

6 使用許可

提出された書類を確認後、霊園使用許可証（合葬式墓地）および納付書を郵送します。

7 使用料の支払い

霊園使用許可証(合葬式墓地)の郵送時に同封する納付書で、多治見市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行を除く）で指定された期日までに納付してください。

8 骨壺の受け取り（個別埋蔵施設使用者の場合）

焼骨を個別埋蔵施設に埋蔵するには、専用の骨壺に焼骨を納めていただく必要があります。使用料を納付後に、「納付書・領収書」をお持ちいただき環境課で専用の骨壺を受け取ってください。

9 記名板の掲示（個別埋蔵施設使用者で希望者のみ）

- (1) 個別埋蔵施設の利用者が希望する場合は、記名板を掲示場に掲示することができます。
- (2) 記名板には、埋蔵者の氏名等を刻字します。この記名板作製に要する費用は、別途実費を徴収します（1万円）。
- (3) 記名板に表記する事項は、「氏名、戒名・^{おくりな}諡等、住所（町まで）、享年、死亡年月日」の中から3項目までを選択することができます。
- (4) 記名板は、個別埋蔵施設の使用許可日から20年間、合葬式墓地の掲示場に掲示します。
- (5) 20年（延長希望の場合、最長60年）を経過後、焼骨を環境課で共同埋蔵施設に移すと同時に記名板を取り外して処分します。
- (6) 掲示板を掲示する位置は、申込の順番で掲示するため選べません。
- (7) 記名板は申込状況によりまとめて作成を発注します。埋蔵後に記名板の掲示となりますのでご了承ください。

10 焼骨の引き渡し（個別埋蔵施設使用者の場合）

（1）日時

引き渡しをするときは予約が必要です。骨壺の受け取り後に引き渡し日を環境課で予約してください。

（2）引き渡し当日にお持ちいただくもの

予約された日時に、次のものを用意して指定する場所（多治見市役所本庁舎）にお越しください。

①霊園使用許可証（合葬式墓地）

②埋蔵する焼骨

あらかじめ、専用の骨壺（「2 募集種別・使用料」に記載）に焼骨を納めてお持ちください。

※元の骨壺と専用の骨壺に入らなかった焼骨は、環境課で処分しますので、一緒にお持ちください。

※合葬式墓地への埋蔵（納骨）は、環境課の職員が行います。埋蔵後のお参りなどは、焼骨の引き渡しの後の別日に予定してください。

※当日用意することができなかった書類等がある場合は、焼骨の受け取りはできません。

11 焼骨の引き渡し（共同埋蔵施設使用者の場合）

（1）日時

引き渡しをするときは予約が必要です。使用料納付後に引き渡し日を環境課で予約してください。

（2）引き渡し当日にお持ちいただくもの

予約された日時に、次のものを用意して指定する場所（多治見市役所本庁舎）にお越しください。

①霊園使用許可証（合葬式墓地）

②埋蔵する焼骨

焼骨を納めた骨壺（4寸以下）をそのままお持ちください。

※骨壺は環境課で処分します。

※5寸以上の骨壺の焼骨を共同埋蔵施設に埋蔵される場合は環境課にご相談ください。

※合葬式墓地への埋蔵（納骨）は、環境課の職員が行います。埋蔵後のお参りなどは、焼骨の引き渡しの後の別日に予定してください。

※当日用意することができなかった書類等がある場合は、焼骨の受け取りはできません。

【注意事項】

- ※ 合葬式墓地への内部（個別埋蔵施設および共同埋蔵施設）には、入ることはできません。
- ※ 個別埋蔵施設での骨壺の埋蔵される場所については、申込の順番で埋蔵しますので選べません。
- ※ 共同埋蔵施設に埋蔵された焼骨の返還や別の墓地への改葬は、一切できません。
- ※ 納入された使用料は、いかなる理由があっても返還しません。
- ※ 使用許可を受けた焼骨以外は埋蔵できません。
- ※ 市では、供養祭などの宗教行為、慰霊事業は行いません。ただし、個人で行う慰霊行為は、宗教・宗派を問わず妨げません。
- ※ 今後、合葬式墓地の個別埋蔵施設への埋蔵を希望される方は、多治見市火葬場で専用の骨壺を受け取り収骨してください（令和3年7月から実施予定です）。

霊園使用許可申請書（合葬式墓地）			
霊園名	北市場霊園	使用料	円
種別	1. 個別埋蔵施設 2. 共同埋蔵施設		
埋蔵予定者	本籍	県 市	
	住所	県 市	
	氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	申請者との続柄		
添付書類	埋火葬許可証（改葬許可証）、戸籍謄本、住民票の写し		
摘要	<p>上記のとおり霊園（合葬式墓地）を使用したいので申請します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>多治見市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 本 籍 住所 氏 名 (印) 電話番号</p>		

